

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0800001	株式会社立大学における地方公共団体が関与するセーフティネットの不要化	構造改革特別区域法第12条第7項	株式会社による学校設置の特例が認められるための要件の一つとして、認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在籍する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならないとされている。	e		事実誤認 本提案は特区法の改正を提案するものであり、全国要望としては不適當  なお、学校は「公の性質」を有するものであり、特区における株式会社による学校設置については、その公共性、継続性、安定性を担保するため、外部評価、情報公開、セーフティネットの構築が必要であり、法律上整理されたところ。		要望者は、特区制度の更なる充実を図る観点から地方公共団体が関与するセーフティネットの不要化を求めるものであり、この趣旨に沿った回答をいただきたい。 なお、要望者は、株式会社については厳格な会計監査が行われるために事前に学校を閉鎖するまでに学生募集を停止するため学生を転学させるような事態が起こりにくいと考えられること、また、学校設置者自身により他大学への斡旋、編入学等の支援について行うことができると主張しており、この点も踏まえた回答をいただきたい。	e		学校設置会社による学校設置事業は、公共性、継続性、安定性を担保するため、地方公共団体の責任の下、外部評価、情報公開、セーフティネットの構築等の代替措置を講ずること、特例措置として法律上認められたものである。 このような代替措置の必要性、実効性等は特区における実施状況を踏まえて判断する必要があり、特区における学校設置事業が開始されていない現状において判断することはできない。	5150056	株式会社東京リーガルマインド	11
z0800002	前出(z0800001)に掲げるほか、株式会社立大学について学校教育法等既存大学に関する法制度を適用する際に、構造改革特別区域法の目的及び株式会社の本質に適合するように解釈することの明確化	構造改革特別区域法第12条	特区法令において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認められ、かつ、一定の要件を満たす場合には株式会社立の大学を設立することが認められているところ。	e		事実誤認 本提案は特区における取扱いに関するものであり、全国要望としては不適當。 なお、構造改革特別区域法第12条は、学校の設置主体として株式会社を認めるといふ特例措置を設けたものであり、株式会社が設置した学校を、学校教育法上、他の設置主体が設置した学校とは異なるものとして扱うといふ特例措置を設けるものではない。		要望者は、特区制度の更なる充実を図る観点から株式会社を目的に適合するように学校教育法を適用、解釈することを求めるものであり、この趣旨に沿った回答をいただきたい。	e		学校教育法は設置主体に関わらず適用することが前提となっている法律であり、設置主体ごとに運用や解釈を変更することは不適切である。	5150057	株式会社東京リーガルマインド	11
z0800004	教育のコンポーネント化の研究、及び将来においての実施	教育基本法第4条、学校教育法第19条、第22条、第37条、第39条、第46条、第55条、生涯学習振興法、社会教育法等	教育基本法第4条により9年間の義務教育が定められている。 学校教育法第19条、第37条、第46条及び第55条により、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年の修業年限が定められている。 なお、学校教育法第22条及び第39条により、小・中学校への就学義務が課せられている。 生涯学習振興法や社会教育法などにより、国民の生涯を通じた学習の振興が図られている。	d		現行制度においても、中学校卒業後、個人の判断により、高等学校や大学への入学時期を伸ばしたり、科目等履修により数日や数週間単位で大学に通うことは可能である。 なお、「人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会(生涯学習社会)」の実現を目指して、文部科学省においては、中央教育審議会での審議や各種施策を実施している。					5028001	宮山博明(個人)	11	
z0800005	学校構造改革の推進	学校教育法第56条	学校教育法で高等学校入学資格を定め、同法施行規則により入学者の選抜について定めている。	e		事実誤認 入学資格は、大学に入学者選抜を義務付けるものではない。 なお、入試の有無にかかわらず、各学校は責任をもって教育を提供すべきである。						5120004	任意団体	11
z0800005	学校構造改革の推進	学校教育法第47条、第49条、学校教育法施行規則第59条	学校教育法で高等学校入学資格を定め、同法施行規則により入学者の選抜について定めている。	e		高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科の特色に配慮しつつ、設置者及び校長の責任と判断で行われている。国が一律に入試を撤廃することは、高等学校の教育水準や教育条件の低下を招くものであり、困難である。また、卒業についても、どのように課程の修了を認定するかは、各高等学校の校長の責任において行っているところである。						5120005	任意団体	11
z0800005	学校構造改革の推進	教育基本法第4条	国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う	e		本提案の前提である「学校構造改革」の提案の内容は、義務教育の延長、修業年限の変更など規制改革の問題にすぎない。						5120005	任意団体	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0800001	株式会社立大学における地方公共団体が関与するセーフティネットの不要化	5150	5150056	株式会社東京リーガルマインド	11	株式会社立大学について、地方公共団体が関与するセーフティネットは不要とする。		現行第 12 条 7 項を削除する。	株式会社立大学については、企業会計原則 会社更生法 民事再生法等の既存法制に委ねる。	地方公共団体に対する過度の負担となり、株式会社立大学の設立・運営を妨げる。株式会社に関する法制度に反する。私法領域に対する不当な関与である。	構造改革特別区域法第 12 条 7 項	文部科学省	詳細は別紙をご参照ください。
z0800002	前出 (z0800001) に掲げるほか、株式会社立大学について学校教育法等既存大学に関する法制度を適用する際に、構造改革特別区域法の目的及び株式会社の本質に適合するように解釈することの明確化	5150	5150057	株式会社東京リーガルマインド	11	前出 (z0800001) に掲げるほか、株式会社立大学について学校教育法等既存大学に関する法制度を適用するにあたっては、構造改革特別区域法の目的及び株式会社の本質に適合するように解釈しなければならない。		現行第 12 条に新たに第 3 項を加筆する。	株式会社立大学については、学校教育法等、既存大学に関する法律をそのまま適用せず、商法その他株式会社に関する法制度の趣旨等に鑑み、柔軟に解釈し、適用する。	補助金の支給を受けない株式会社立大学に対して、形骸化した過去の慣例を義務づけるならば、株式会社立大学は設立・運営できない。特区により株式会社立大学の設立を認められた趣旨に反する。	構造改革特別区域法第 12 条	文部科学省	詳細は別紙をご参照ください。
z0800004	教育のコンポーネント化の研究、及び将来においての実施	5028	5028001	宮山博明 (個人)	11	教育のコンポーネント化の研究、及び将来においての実施		教育のコンポーネント化とは、学校の期間を数日とか数週間とか数ヶ月ぐらいに分割して、試行錯誤しながら自分に必要な学問を一生をかけて集めていく柔軟な社会システム。中学卒業 (菅の元服くらい?) の年齢から、開始していいと思います。これの研究、及び将来においての実施。	学問は国の礎、個々人の翼。自分にとっての「実学」の割合が増える。陳腐化・形骸化した内容 (虚) も新陳代謝。それら「実」が集まって国全体の力を増すことになる。やり直しが何度でもできて、生まれとかに左右されなくて、意味のない権威とかがはびこらないようになる。教育とそれ以外の「層分離」による弊害の解消。この「自分づくり市場」が「第 4 次産業」と呼ぶべきものになる。今の教育制度では、金銭負担も期間も若者にとって重過ぎます。その負担を人生全般に分散させることによって「少子化」の改善が期待される。	教育基本法? などの教育関連の法令」と各種資格の法令」	文部科学省	教育のコンポーネント化に関する私のホームページのアドレス <a href="http://www.h5.dion.ne.jp/compo_ka/">http://www.h5.dion.ne.jp/compo_ka/</a>	
z0800005	学校構造改革の推進	5120	5120004	任意団体	11	学校構造改革 (入試撤廃と卒業試験重視)		47 条 56 条の解釈の規制を変える。高校や大学の入学選抜試験は必要としない。学校は自校の目的を達成する為、生徒の学習成果に責任と主体性を持たねばならない。そのための実力や研修に責任を持ち、次の学校に生徒の学習成果認定 (入試) を委ねるべきではない、という学校構造改革が必要である。	社会自立職育学校では、社会に通用する実力を身につける最終試験合格が必須、大学卒業もそれと同様の意味で認定試験や免許試験、卒業試験合格必須を基本。大学では本質を求め学ばつとする教育構造を提供し、大学を卒業するしないは自由だがその卒業資格は実力到達点を試験で見極める	社会自立職育学校までを義務教育とするが、人は誰でもどの子でも平等に同様に大学教育を受ける権利がある。本来試験は在校生の学習成果の可否を見極めることが学校の責任であり、学校の主体性を尊重するものである。専門学校や大学校は学問探求をめざす者の集まる場所で、学びたい者は誰でも入れる。しかし学校の目指す目的に達した者だけに価値ある卒業の称号を送るべきである。上級の学問所の誇りは維持されつつ、だが人は誰でも学問の区別なく純粋に学ぶ権利がある事を保障せねばならない。	学校教育法 56 条 47 条	文部科学省	添付資料 表 制度の内容 想定教育制度 図
z0800005	学校構造改革の推進	5120	5120005	任意団体	11	10・7・3・2 制と 17 年の義務教育 (その 2)		社会自立職育学校までは義務教育とする。教育基本法 4 条変更。	社会自立職育学校では、社会に通用する実力を身につけることを全ての子に課する。	社会自立職育学校までその知識技術を各人に応じて身に付ける事が目的の義務教育とすることによって受験競争の方向転換を図り、同時に各人が社会や自己に対する責任や誇りを持って生き甲斐を知る存在となることを想定し、さらに企業には一人一人を再教育せず即戦力実践力として重宝され活気ある国づくりに貢献できる。	教育基本法 4 条	文部科学省	添付資料 表 制度の内容 想定教育制度 図

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0800008	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開		構造改革特別区域基本方針中に「電子教育促進に係る特区における規制の特例」はなく提案主体が全国展開を求める規制の特例措置は存在しない。	e		提案主体が全国展開を求める規制の特例措置が何か現時点では不明であり判断できない。						5071013	米国	11
z0800009	ヒトES細胞の研究に係る規制の緩和	ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針	ヒトES細胞の樹立及び使用については、人の生命の萌芽であるヒト胚を滅失させて樹立される等の生命倫理上の問題を有することから、慎重な配慮が必要である。そのため、左記指針により適正なヒトES細胞研究の実施の確保を図っている。またヒトES細胞研究を、ヒトの発生、分化及び再生機能の解明及び新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等に開発に資する基礎的研究に限定している。	b		左記指針において、ライフサイエンスにおける研究の進展、社会の動向等を勘案し、この指針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとされ、現在検討を行っているところであり、その中で研究の目的等についても検討が行われる。 なお、英国においてはヒトES細胞研究は法律に基づく規制(公的機関が審査を行う免許制)により、目的を限定して行われることとされ、仏国はヒトES細胞研究を認めていないなど、各国で規制の様態は異なっている。		回答では見直しの検討を行っていると言われているが、 要望内容は研究すること自体に文部科学大臣の確認を不要とすること、基礎的研究に限定しないことを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。 上記を踏まえた検討の結論時期及び実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b	科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞研究専門委員会において、指針の要件・手続全般について、その見直しの検討が行われているところであり、その中で文部科学大臣の確認手続、基礎的研究の限定についても検討が行われる。 現在、内閣府の総合科学技術会議が行っている人胚の取扱いについての検討とも関連するものであり、その検討結果も踏まえることが必要であるため、現時点で具体的な結論の時期を示すことはできない。	5116008	中間法人	11	
z0800010	著作権保護期間の延長	著作権法第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項	現行著作権法では、一般的な著作物については著作者の死後50年、また、無名・変名の著作物、団体名義の著作物については、公表後50年、映画の著作物は、公表後70年保護される。	e		著作権は「私権」であり、「規制」ではない。 なお、著作物の保護期間については、文化審議会著作権分科会において、検討している。		著作権の内容が現在の社会経済活動にそぐわず、それが円滑な社会経済活動を阻害しているのであれば、その限りにおいて、当会議の検討事項足りうる。 その上で、著作物の保護期間の検討について、平成16年度までに結論を得ることができないか、改めて検討されたい。	e	「個人の権利」の在り方を「規制」と同様の観点から検討することには肯首しかねるが、著作権の保護期間の延長については、文化審議会著作権分科会において、検討が行われてきたところであり、本年1月には、国際的動向に留意するとともに、著作物の創作活動に対するインセンティブや文化活動、経済活動に与える影響など、保護期間延長の意義を具体的に分析しつつ、引き続き検討する必要がある」との報告がされた。この報告を受けて、今後も引き続き検討していく予定である。なお、結論を得る時期については、国際情勢や、関係者間の協議の状況なども踏まえずなくてはならないことから、16年度までに結論を得ることは難しいと考える。	5071016	米国	11	
z0800011	知的財産の侵害に対する執行制度の強化		故意又は過失により著作権を侵害した者に対しては、その侵害により受けた損害の賠償を請求できる。(民法第709条)	e		著作権は「私権」であり、「規制」ではない。 なお、法定賠償制度については、文化審議会著作権分科会において、検討している。		著作権の内容が現在の社会経済活動にそぐわず、それが円滑な社会経済活動を阻害しているのであれば、その限りにおいて、当会議の検討事項たりうる。 その上で、著作物の法定賠償制度の検討について、平成16年度までに結論を得ることができないか、改めて検討されたい。	e	「個人の権利」の在り方を「規制」と同様の観点から検討することには肯首しかねるが、法定賠償制度の著作権法への導入については、文化審議会著作権分科会において、検討がおこなわれてきたところであり、本年1月には、法定の損害額として考えられる10万円「の根拠について、『法定賠償制度の議論は、損害額の立証が困難である』ということが前提となっていることから、その「損害額」の根拠を明確にすることは重要であり、十分な検討が必要である」との報告がされた。この報告を受けて、今後も引き続き検討していく予定である。なお、結論を得る時期としては、著作権侵害事例の今後の傾向や、損害賠償制度全体との関係も踏まえずなくてはならないことから、16年度までに結論を得ることは難しいと考える。	5071017	米国	11	
z0800012	著作権法への教育例外条項の実施	著作権法第35条、第36条	平成15年通常国会において、著作権法第35条、第36条が改正され、児童生徒等による複製、遠隔授業における教材の送信、インターネット試験等での試験問題の送信が新たに権利制限規定として盛り込まれた。	e		著作権法改正に係る周知徹底の要請であり「規制」ではない。 なお、法改正事項については、既に、通知により各関係機関に周知されており、教育機関に対しては、その例示を示す資料を配布している。						5071019	米国	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0800008	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開	5071	5071013	米国	11	IT促進及び電子教育促進に係る特区における規制の特例の全国展開		IT促進のための特区及び電子教育活用のための教育特区を作る現在の規制緩和措置を適切に全国的に拡大し恒久化する。		電子商取引を促進させることは「e-Japan 重点計画 - 2003」における日本の優先政策の一つである。日本は電子取引におけるインターネットの利用を促進する環境を成功裡に育成させてきた。しかしながら、電子商取引の成長を阻害する法的及びその他の障壁が未だ存在している。さらに、日本が2003年重点計画の下、医療や金融分野などの主要な分野においてITの利用を促進しはじめているが、その実行を成功させるためには過度の規制を避けるとともに、透明で意味あるパブリック・コメント機会が必要である。日本の重点計画に沿って、米国は日本政府に左記のことを要請する		総務省 文部科学省	
z0800009	ヒトES細胞の研究に係る規制の緩和	5116	5116008	中間法人	11	ヒトES細胞の研究についての規制緩和		ヒトES細胞については、研究すること自体に文部科学省の認可が必要かつ基礎研究に限定されているが、欧米並みに緩和する必要があるのではないかと。		倫理的な観点から、世界的にも議論の多い分野であるが、米国では民間資金によるものであれば、事業化を目指した研究も自由であり、英国では実質的な規制が無い状況。今後、拡大も見込まれる分野で、世界的な競争関係を考えておく必要がある分野でもあることから、世界的な動向を踏まえたフレキシブルな対応(適切な規制措置も含めて)を検討する必要があると。	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法案4条	文部科学省	生命科学の発展と法 - NIRA政策研究
z0800010	著作権保護期間の延長	5071	5071016	米国	11	著作権保護期間の延長		一般的な著作物については著作者の死後70年、また生存期間に関係のない保護期間に関しては著作物発表後95年という現在の世界的な傾向との整合性を保つよう、日本の著作権法の下、音声録音及びその他の作品の著作権保護期間の延長を行う。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		文部科学省	
z0800011	知的財産の侵害に対する執行制度の強化	5071	5071017	米国	11	知的財産の侵害に対する執行制度の強化		侵害行為に対する抑止力となり、侵害により被った損失に対し権利保有者が公平に保証されることを確保し、また実際の損害額を計算するという費用がかかり、かつ困難な負担から司法関係者を開放するような法定損害賠償制度を採択し、知的財産の侵害に対する執行制度を強化する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		法務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	
z0800012	著作権法への教育例外条項の実施	5071	5071019	米国	11	著作権法への教育例外条項の実施		日本の著作権法第35条及び36条への改正によって再生産及び発信の例外に限界があることを明確にし、説明する権威ある政府規則或いは指針、または教育機関、教師及び生徒への例示となるものを発表する。		日本は日本経済を活性化するためにITとともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		文部科学省	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0800013	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第4条	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害予防規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。	a		ファイナンスリースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い、平成16年度中に所要の措置を講ずる。						5021233	社団法人日本経済団体連合会	11
z0800013	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第4条	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害予防規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。	a		ファイナンスリースによる放射性同位元素の賃貸業に係る施設の設置、維持及び管理に関する義務の軽減について、放射線障害を防止するために必要な点に留意しつつ検討を行い、平成16年度中に所要の措置を講ずる。						5086027	社団法人リース事業協会	11
z0800014	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の見直し	原子力災害対策特別措置法 第7条及び第10条	原子力防災管理者は、原子力事業所の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合等には、主務大臣、及び所在都道府県知事、所在市町村長、関係隣接都道府県知事に通報しなければならないこととされている。	d		原子力災害対策特別措置法に基づく通報や原子力事業者防災業務計画の協議については、必要最小限の関係機関について明記している。しかし、防災対策を講ずるにあたっては、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を尊重しており、地域防災計画等に則って通報するよう措置されているところ。また、市町村合併に伴う通報等の必要性の有無については、地域防災計画等で地域の特性に応じ対応することが望ましいと考える。		回答では地域防災計画等に基づき通報されるとしているが、防災対策の観点から、法に基づいた通報を義務付けることについて、改めて検討されたい。	d	法律では、防災業務計画の定めるところにより通報すべき義務が既に課せられているため(法第10条第1項)防災業務計画等において地域の特性に応じ柔軟に対応することが望ましいと考える。	5021229	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0800015	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象の見直し	原子力災害対策特別措置法 施行規則第9条及び第21条	漏えい又は漏えいの蓋然性が高い状態に係る通報については、L型輸送物、P-1型輸送物を除外している。また、A型輸送物、P-2型輸送物、P-3型輸送物については、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には、原子力緊急事態となり得るため通報対象としている。なお、事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上放射線量が原子力災害対策特別措置法施行規則で定めるところにより検出された場合には輸送容器の型によらず通報事象となる。	c		漏えい又は漏えいの蓋然性が高い状態に係る原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象は、原子力安全委員会において、『通常輸送時又は一般試験時の条件を超える事象』とされており、さらに、火災、爆発等により一定の放射線量を検出した場合には原子力緊急事態となる。たしかに、A型輸送物、P-2型、P-3型輸送物については炉規制法上漏えいしてはならないことを条件としているが、上記のような想定外の事態においては100%ありえないと言い切れない。したがって、除外することは困難である。なお、L型輸送物あるいはP-1型輸送物は、明らかに危険性が極めて少ない核燃料物質であることなど、その収納物の性格にかんがみ、炉規制法上も放射性物質等の漏えい防止を明示的に条件としないことから除外しているところ。					5021227	社団法人日本経済団体連合会	11	
z0800016	官公庁等における請求書様式の統一化等	文部科学省の発注する契約等に使用する様式について(平成15年4月1日会計課長通知)	文部科学省の発注する契約等に使用する様式を定めているが、これにより難しい場合については指定様式以外の請求書等についても適法な書類としている。	d		指定様式以外の請求書についても、適法な請求書として使用可能である。						5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0800013	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和	5021	5021233	社団法人日本経済団体連合会	11	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業許可		放射線障害防止法上の賃貸業許可について、ファイナンス・リースは適用除外とすべきである。		ファイナンス・リースの場合、ユーザーへの物件の搬入・設置等はメーカーが行い、リース物件の維持・管理はユーザーが行うため、本法による賃貸業の許可要件は過重なものとなっている。また、不測の事態の発生等の場合に、リース会社が直接取り扱わないようユーザーとのリース契約若しくはメーカー等との売買契約等により手当てすることも可能である。 本年6月に実施された集中受付月間における本要望への回答では「業務の軽減について、検討し措置する」となっているが、ユーザーの設備調達手段の選択肢を広げる観点から、ファイナンス・リースについては賃貸業許可を不要としてほしい。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第4条、第29条	文部科学省	放射性同位元素(一体不可分等の機器を含む)を賃貸する場合、放射線障害防止法の賃貸業許可が必要となる。
z0800013	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業に係る義務の緩和	5086	5086027	社団法人リース事業協会	11	放射線障害防止法について		放射線障害防止法における賃貸業規制、放射線発生装置の取り扱いについて、ファイナンス・リースの取引実態を踏まえ、法の適用除外とすることを含めて検討すること。		ファイナンス・リースの場合、ユーザーへの物件の搬入・設置等はメーカーが行い、リース物件の維持・管理はユーザーが行うため、本法による賃貸業の許可要件は過重なものとなっている。また、放射線発生装置についても、リースによって取り扱うことが難しい。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	文部科学省	・放射線障害防止法に係る規制改革要望について」に対する回答(平成15年10月10日)
z0800014	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し	5021	5021229	社団法人日本経済団体連合会	11	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県の定義の見直し【断規】		原子力災害対策特別措置法の第7条第2項の関係隣接都道府県に関する記載「当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の知事」を、防災指針で定められたEPZのような距離の概念を入れ、実際に対策が必要な都道府県が含まれるように「当該原子力事業所の防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を含む市町村を包括する都道府県の知事」のよう記載に変更すべきである。 この場合、関係隣接都道府県から関係周辺都道府県と名称を変更する。なお、現在EPZ外の関係隣接都道府県知事については、関係周辺都道府県知事の要件を定める政令で、当該原子力事業所の防災業務計画に協議対象として記載してあるなど、実質的に関係周辺都道府県知事と同等の扱いを受けている都道府県知事」と記載することにより、現在の関係を維持できるようする。		原子力事業所の「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に含まれる市町村を有しているも、その市町村が所在市町村に隣接していないとの理由で第10条の通報を受ける権利がないのは、住民の安全対策上問題がある。 また、現在県境を有していない所在市町村が県境を有している周辺の市町村と合併することにより、隣接する都道府県が新たに関係隣接都道府県となるのは、現時点で不要なものが、市町村合併後には必要になるといふことであり、技術的に説明できない。	原子力災害対策特別措置法第7条第2項	文部科学省 経済産業省	原子力災害対策特別措置法の関係隣接都道府県は、原子力事業所からの距離に関係なく定められており、原子力事業所から遠く離れていても関係隣接都道府県になる可能性がある。逆に、原子力事業所の近く(防災指針において定められた「当該原子力事業所の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」の目安の距離内)でも関係隣接都道府県にならない可能性もある。 更に、合併等で市町村の境界が変更された場合、原子力事業所の設備等に何ら変更がなくても、関係隣接都道府県が変更になる可能性がある。
z0800015	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象の見直し	5021	5021227	社団法人日本経済団体連合会	11	事業所外運搬時の原子力災害特別措置法第10条の通報対象見直し【断規】		原子力災害対策特別措置法施行規則第9条第1項第3号において、L型とP-1型輸送物は、同法第10条の通報対象から除外されている。 原子力緊急事態に該当する漏えいが理論的に発生しないA型輸送物と、同施行規則第21条第2号で原子力緊急事態から除外されている低比放射性物質(P-2型輸送物及びP-3型輸送物)の運搬についても同様に、同法第10条の通報対象から除外すべきである。		原子力災害対策特別措置法は原子力災害から国民の生命・身体及び財産を保護することを目的としており、事態が進展しても原子力災害が発生しない物の輸送に対して通報を求めるのは、法の目的を逸脱している。 A型輸送物にはA2値(原子力緊急事態となる漏えい量)を超える放射性物質は含まれていないため、漏えいにより原子力災害が発生する可能性はない。またP型からの漏えいは、法令上原子力緊急事態に該当しない。 従って、これらの輸送物からの漏えいは、第10条通報から除外すべきである。	原子力災害対策特別措置法第10条 原子力災害対策特別措置法施行令 第4条第4項 原子力災害対策特別措置法施行規則 第9条第3号	文部科学省 経済産業省 国土交通省	原子力災害対策特別措置法の第15条で定義される原子力緊急事態に至るおそれのない、低レベル放射性廃棄物や中に使用済み燃料が入っていない使用済み燃料輸送容器を輸送する場合にも、第10条の通報が求められている。 また事業所外運搬の際には、周辺に影響のない極微量の放射性物質の漏えいでも、第10条の通報をしなければならぬ。
z0800016	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化・電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0800017	デジタル・コンテンツの保護の強化	著作権法第120条の2	<p>について</p> <p>・「時的蓄積」については、平成14年6月の日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両国首脳への第2回報告書において、「いわゆる『二次的蓄積』は、経済的意義を持たない音楽CDプレイヤー内部で自動的に生じる機械的蓄積など、裁判所によって除外され得る場合を除き、『複製』となり得ると理解する。」とされている。</p> <p>について</p> <p>現行著作権法では、技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置・プログラムの複製物の公衆への譲渡等について罰則を設けている。</p>	e	-	<p>著作権は「私権」であり「規制」ではない。</p> <p>なお、</p> <p>・「時的蓄積」については、日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する日米両国首脳への第2回報告書他、各種講演、刊行物において説明している。</p> <p>技術的保護措置の強化については、技術的保護手段の回避等について既に罰則を設け、強化を図っている。</p>					5071018	米国	11	
z0810001	学校設置会社による学校設置事業の容認	学校教育法第2条第1項	<p>学校を設置できるのは国、地方公共団体、学校法人のみとされている。</p>	c		<p>学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』参照</p>		<p>特区における評価を待たずに、少なくとも、義務教育以外の教育分野(大学・大学院や幼稚園など)においては、全国規模でも解禁を図る方向で再検討願いたい。</p>	c		<p>学校設置会社による学校設置事業は、一定の要件のもと、構造改革特区において学校段階を問わず認められたところであり、その全国化の検討に当たっては、特区における実施状況についての検証が不可欠である。</p> <p>参議院の附帯決議においても、株式会社及び特定非営利活動法人による学校の設置・運営については、教育基本法の精神及び学校教育基本法の趣旨を踏まえ、その実施状況について適切な評価を行うこととされているところである。</p>	5150013	株式会社東京リーガルマインド	11
z0810002	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業の容認	学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準(平成15年8月29日文科科学省告示第147号)第一一〇及び(四)	<p>学校設置会社が大学等を設置する場合の当該大学等の校地及び校舎について、原則として自らが所有することを求めている。</p>	c		<p>大学等の校地・校舎の自己所有要件については、大学等の安定性・継続性確保の観点から必要である。特区においては、校地・校舎の自己所有を要しない大学等の設置が認められているが、これを全国規模で認めるかどうかについては、特区における状況等を踏まえ検討する必要がある。</p>		<p>回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、骨太の方針2003において、大学を設置する学校法人の校地・校舎の自己所有要件の緩和については、平成15年中に検討し、結論を得る」とされていることを踏まえ、特区の評価を待たずに、全国規模で展開を図る方向で具体的な対応策を検討し、示されたい。</p>	c		<p>要望主体からの要望内容は、校地・校舎の自己所有要件の撤廃であり、これを全国規模で認めるかどうかについては、特区における状況等を踏まえ検討する必要がある。</p> <p>なお、校地・校舎の自己所有要件の緩和については、骨太の方針2003等を踏まえ、一定の要件のもと、民間からの借入を認めることとしている。</p>	5150014	株式会社東京リーガルマインド	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0800017	デジタル・コンテンツの保護の強化	5071	5071018	米国	11	デジタル・コンテンツの保護の強化		<p>以下の措置によって、デジタル・コンテンツの保護を強化し、オンライン上の著作権侵害を妨げるため日本政府が達成してきたことをさらに積み重ねていく:</p> <p>全ての政府機関及び公的機関が著作権侵害によって複製された作品あるいは政府支援の IT 資源においてその他の付随行為の蓄積や発信を効果的に防止し、罰することを確保する措置をとる。</p> <p>プロバイダー責任規則等のデジタルコンテンツの著作権侵害を防止する現在の措置を必要に応じてモニターし強化する。</p> <p>日本政府が「一時的蓄積」を認識する公的声明を公表することは、一時的複製の保護の範囲を明確にし、権利保有者へ明確な指針を示す。</p> <p>技術的保護措置を強化する。</p> <p>いかなるデジタル権利管理システムも市場主導で、政府によって強制されるものでないことを保証する。</p>		日本は日本経済を活性化するために IT とともに知的財産権の経済的重要性を認識しており、知的財産推進計画を通じて知的財産権の創造、活用、保護において指導的立場に立とうと努力している。これらの目標および知的財産推進計画に沿って、米国は日本が左記の措置をとることを提言する		総務省 文部科学省	
z0810001	学校設置会社による学校設置事業の容認	5150	5150013	株式会社東京リーガルマインド	11	学校設置会社による学校設置事業	816	<p>株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業。株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、教育産業」として新たな市場が確立される。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。</p>	株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業。株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、教育産業」として新たな市場が確立される。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。	既存の学校は、国・地方公共団体の予算や助成金、税制上の優遇措置等を受けているため、教育の質を改善するインセンティブが働きにくく、教育状況の停滞を招いている。「消費者が満足する、市場で最も優れた商品・サービスを開発・提供すること」で現実社会に正義を実現することを目的としている「営利活動」によってこそ、教育サービスの質の向上を図ることが可能となる。にもかかわらず学校教育法第2条第1項は、株式会社を学校設置主体として認めていない。特区特例により、株式会社による学校設置事業が認められているものの、教育の質の向上は、当該特区措置が全国展開されてこそ達成されるものである。	学校教育法第2条第1項	文部科学省	LEC大学実現に向けてのアンケート集計結果(全国集計)
z0810002	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業の容認	5150	5150014	株式会社東京リーガルマインド	11	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	821 (801-1)	<p>株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業。株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、教育産業」として新たな市場が確立される。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。</p>	株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業。株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、教育産業」として新たな市場が確立される。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。	株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業。株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、教育産業」として新たな市場が確立される。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができる。	学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準(平成15年8月29日文科科学省告示第147号)第一(2)及び(4)	文部科学省	



管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0810003	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業の容認	文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第4条	特区省令において、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難で、かつ教育研究に支障がないと認められる場合に現行の校地面積基準を下回る校地面積で大学の設置を行うことができることとされているところ。	c		大学等の校地面積基準については、大学等の安定性・継続性確保の観点から必要である。特区においては、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難で、かつ教育研究に支障がないと認められれば、現行の校地面積基準を下回る校地面積での大学設置も可能となっているが、これを全国規模で認めるかどうかについては、特区における状況等を踏まえ検討する必要がある。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、特区における評価を待たずに、全国で実施することができないかどうか具体的な対応策を検討し、お示しいただきたい。	c		大学等の校地面積基準については、大学等の安定性・継続性確保の観点から必要であると考えているが、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難で、かつ教育研究に支障がないと認められる場合の、現行の校地面積基準を下回る校地面積での大学設置を特区において試行的に認めているものであり、これを全国規模で認めるかどうかについては、特区における状況等を踏まえ検討する必要があるところ。	5150015	株式会社東京リーガルマインド	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0810003	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業の容認	5150	5150015	株式会社東京リーガルマインド	11	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業	811	株式会社大学を設置する場合には、大学設置基準第37条に規程する基準を下回る校地の面積でも(収容定員上の学生一人あたり16平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積程度)、大学の設置を行うことができること。	株式会社東京リーガルマインドによる、全国規模の大学設置事業であり、株式会社による学校設置事業が全国展開されることにより、「教育産業」として新たな市場が確立されます。また、既存の国立学校、公立学校、私立学校と競争することにより、教育の質を向上させることができます。	株式会社が大学の設置事業を行う場合、国や地方公共団体、学校法人が大学の設置事業を行う場合と異なり、予算や助成金、税制上の優遇措置等を一切享受できない。にもかかわらず、学校法人の場合と同様、株式会社に対しても、大学の校地の面積を収容定員上の学生一人あたり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする、厳しい校地面積基準を設けることは、財政的に株式会社の大学等設置事業参入を否定するに等しい。また、学生の通学の便に配慮するべく校地(校舎は都心の駅前等に設置するのが望ましいが、そのような立地条件の下で校地面積基準を満たす土地を探し出すこと自体極めて困難であるため、厳しい校地面積基準の存在は、事実上株式会社の大学等設置事業参入を否定するに等しい。さらに、校地面積基準を満たさなくとも、大学の教育・研究に支障が生じない場合は大いに考えられる。特区特例により、校地面積基準の引き下げがなされているものの、一般法たる大学設置基準第37条第1項では、依然として校地面積基準による規制がなされている。したがって、株式会社による大学等設置事業を全国規模で認め、教育の質を向上させていくためには、校地面積基準引き下げの早急な全国展開が必要である。	大学設置基準第37条第1項	文部科学省	